

入所施設・居住系サービスの利用者・職員に新型コロナウイルス感染症の疑い事例等が発生した場合の対応

		介護事業者	高齢者事業推進課	保健所
フェイズ1	発熱等の症状がみられる場合	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス対応状況確認票(HP掲載)等により施設内の衛生管理の再確認 <input type="checkbox"/> 協力医療機関や受診・相談センター等へ連絡 <input type="checkbox"/> 新たな入所(ショートステイ含む)の一時停止等を検討(施設判断) <input type="checkbox"/> 利用者等基礎情報リスト(HP掲載)を作成しているか確認 検査機関、医療機関又は行政機関等に利用者の基礎情報等を伝達することが必要になる資料 <input type="checkbox"/> 体調不良職員の出勤停止		
フェイズ2	PCR検査の実施	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス対応状況確認票(HP掲載)等により施設内の衛生管理の再確認 <input type="checkbox"/> 新たな入所(ショートステイ含む)の一時停止等を検討(施設判断) <input type="checkbox"/> 「陽性」判定が出た場合に備える(利用者・職員の濃厚接触者リストアップ準備等) <input type="checkbox"/> 検査を受検したことを高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 体調不良職員の出勤停止		
フェイズ3	PCR検査「陽性」保健所による行動調査終了前	<input type="checkbox"/> 感染者・感染者と接触した職員の出勤停止 <input type="checkbox"/> 新たな入所(ショートステイ含む)の一時停止等 <input type="checkbox"/> 検査結果が「陽性」であること等を保健所及び高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 衛生用品等が不足することが見込まれる場合、高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 施設内の衛生管理、ゾーニング等で支援が必要な場合は、高齢者事業推進課へ報告 ・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」により行います。 <u>保健所の指示に従ってください。</u>	・必要に応じて衛生用品を配布	・保健所による行動調査 施設関係者がPCR検査で陽性となった場合、利用者・職員などの範囲が「濃厚接触者」か保健所が行う調査以降、保健所の指示に従うこと。  ・利用者の入院調整 なお、医療体制のひっ迫状況によっては症状が安定していれば、 <u>自施設療養となる場合があります。</u>  ・衛生管理・ゾーニング等に関する支援
フェイズ4	PCR検査「陽性」保健所による行動調査終了後	<input type="checkbox"/> 感染者・濃厚接触者の出勤停止 <input type="checkbox"/> 新たな入所(ショートステイ含む)の一時停止等 <input type="checkbox"/> 行動調査の結果等を高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 衛生用品、職員が不足することが見込まれる場合、高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 施設内の衛生管理、ゾーニング等で支援が必要な場合は、高齢者事業推進課へ報告 ・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」により行います。 <u>保健所の指示に従ってください。</u>	・必要に応じて衛生用品を配布  ・必要に応じて職員の不足に関する支援	・利用者の入院調整 なお、医療体制のひっ迫状況によっては症状が安定していれば、 <u>自施設療養となる場合があります。</u>  ・衛生管理・ゾーニング等に関する支援
フェイズ5	施設内で陽性者が増加した場合	<input type="checkbox"/> 感染者・濃厚接触者の出勤停止 <input type="checkbox"/> 新たな入所(ショートステイ含む)の一時停止等 <input type="checkbox"/> 検査結果が追加で「陽性」であること等を高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 衛生用品、職員が不足することが見込まれる場合、高齢者事業推進課へ報告 <input type="checkbox"/> 施設内の衛生管理、ゾーニング等で支援が必要な場合は、高齢者事業推進課へ報告 ・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」により行います。 <u>保健所の指示に従ってください。</u>	・必要に応じて衛生用品を配布  ・必要に応じて職員の不足に関する支援	・利用者の入院調整 なお、医療体制のひっ迫状況によっては症状が安定していれば、 <u>自施設療養となる場合があります。</u>  ・衛生管理・ゾーニング等に関する支援

※利用者が退院する目安:発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合(施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断)  
 ※退院基準を満たした利用者については、医療機関と調整し、速やかに受入を行うとともに、退院時の送迎について高齢者福祉施設等において確保するように努め、医療機関において医療に専念できるよう御配慮くださいますようお願いいたします。